

物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成9年10月宮城県告示第1275号)第4条の規定に基づき入札参加登録を受けている者(以下「登録業者」という。)の参加資格の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約執行者 財務規則(昭和39年宮城県規則第9号)第96条第1項に定める契約執行者をいう。
- (2) 県発注売買等契約 県が発注する物品調達等に関する契約をいう。

(資格制限の実施)

第2条 知事は登録業者が別表各項に掲げる資格制限要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、別表各項に定める期間の範囲内で期間を定め、当該登録業者について資格制限を行うものとする。

- 2 資格制限期間の開始日は、知事が定める日とする。

(競争入札の参加制限)

第3条 契約執行者は、物品調達等に際し、前条の規定に基づく資格制限期間中の登録業者を、一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。また、前条の規定による資格制限を受けた登録業者を現に指名しているときは、落札者の決定前にあつては指名を取り消し、落札者の決定後契約締結前にあつては当該契約の締結を辞退するよう当該登録業者に勧告するものとする。

(資格制限期間の特例等)

第4条 登録業者が一の事案により、別表各項の二以上の資格制限要件に該当したときは、当該要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格制限期間の短期及び長期とする。

- 2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格制限期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項の資格制限要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第7項から第9項までの資格制限要件に係る資格制限期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第7項から第9項までの資格制限要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 知事は、登録業者について情状酌量すべき特別の理由があると認める場合は、別表各項及び前2項の規定による資格制限の期間を免除し、又は当該短期の2分の1までに期間を短縮すること

ができる。

- 4 知事は、登録業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える資格制限期間を定める必要があるときは、その事実が発生したとき以降3年間の範囲内において、資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 知事は、資格制限期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で資格制限期間を変更することができる。
- 6 資格制限の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(資格制限の解除)

第5条 知事は、資格制限の期間中の登録業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該登録業者について資格制限を解除するものとする。

(資格制限の決定通知)

第6条 知事は、第2条の規定による資格制限、第4条第5項の規定による資格制限期間の変更又は第5条の規定による資格制限の解除を行ったときは、物品調達等に係る資格制限（期間短縮・解除）通知書（様式第1号）により当該登録業者に速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により資格制限の通知をする場合において、必要に応じ改善措置に関する報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第7条 契約執行者は、登録業者が別表各項に該当すると認めたときは、物品調達等に係る事故発生報告書（様式第2号）により、知事に速やかに報告しなければならない。この場合、契約執行者が地方機関の長であるときは、主務課を経由するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約執行者は、資格制限期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約執行者は、資格制限期間中の登録業者が、法令の規定により当該登録業者が履行可能な唯一の者であるとされる業務を有するとき、又は法令の規定により知事等の許可を要する業務について当該許可を受けた唯一の者であるときは、これらの業務については、前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資格制限に至らない事由に関する措置)

第9条 知事は、資格制限の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面により警告を行うことができる。

(物品調達等に係る競争入札参加業者資格審査委員会への付議)

第10条 知事は、第2条の規定により資格制限を行おうとするとき、第4条第5項の規定により資格制限期間を変更しようとするとき、第5条の規定により資格制限を解除しようとするとき、又は第8条ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするときは、物品調達等に係る競争入札参加業者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議に付すものとする。ただし、審査委員会を開くことができない特別の事由があるときは、この限りでない。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年11月1日から施行する。
- 2 物品調達等に係る競争入札の参加資格業者指名停止要領（平成8年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領施行前に、廃止前の「物品調達等に係る競争入札の参加資格業者指名停止要領」に基づき行われた指名停止については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づき行われた資格制限期間の適用については、改正後の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領第2条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年11月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年11月18日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。